

「単品スライド」の運用の拡充について

福井市においては、「単品スライド条項」の運用ルールを定め、価格高騰の著しい「鋼材類」と「燃料油」の2品目を対象に運用を図ってきたところですが、これらの2品目以外の主要な工事材料についても、原材料の高騰等に起因して、工事の請負代金に影響を及ぼすほど価格が上昇している資材が見受けられることから、単品スライド条項の運用を拡充することとしました。

1. 単品スライド条項の適用対象資材の拡大

市公共工事における「単品スライド」の適用について（平成20年7月17日掲載）において、対象資材と定めた「鋼材類」と「燃料油」の2品目の他、各品目ごとに算定した変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとなる資材を原則として対象としますが、発注者・請負者間の協議・確認が必要です。

2. 請負代金額の変更の考え方

各対象資材ごとの価格上昇に伴う増額分のうち、単品スライドの対象工事費の1%を超える額を発注者が負担することとします。

3. 単品スライドの手続き等について

公共工事における「単品スライド」の適用について（平成20年7月16日掲載）の「単品スライドの手続き」に基づき手続きを行なってください。なお、「燃料油」以外の資材については、「鋼材類」の手続き等を準用することとします。

4. 適用日

平成20年11月25日から施行し、適用します。

5. 附則

工期の末日が平成20年11月25日以降で平成21年2月27日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月未満であっても、工期満了前であつて、かつ、平成20年12月26日までの場合は、これを行うことができるものとする。

なお、単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求を受けた場合において、スライド額の算定に期間を要する場合は、発注者・請負者間の協議により、工期を延長することができるものとする。